



熊本県公報

第12224号

平成25年6月21日(金)

(毎週火・金発行)

目次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	1
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新	(障がい者支援課)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更	(〃)	2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	3
○保安林の指定に関する予定	(〃)	3
○公有水面埋立しゅん功認可	(河川課)	3
○八代港港湾施設の概要の公示	(港湾課)	5
○内水面における漁場計画	(水産振興課)	6
○種畜検査証明書の書換交付	(畜産課)	21
公 告		
○大規模小売店舗立地法に基づく承継届出	(商工振興金融課)	21
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(〃)	22
○基本測量の実施	(監理課)	24
○基本測量の実施	(〃)	24
○道路の位置の指定	(建築課)	24
○道路の位置の指定	(〃)	24
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	24
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	25
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課)	25

告 示

熊本県告示第624号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスおうだ 宇土市下網田町1344番地	医療法人社団金森会	平成25年6月17日

熊本県告示第625号

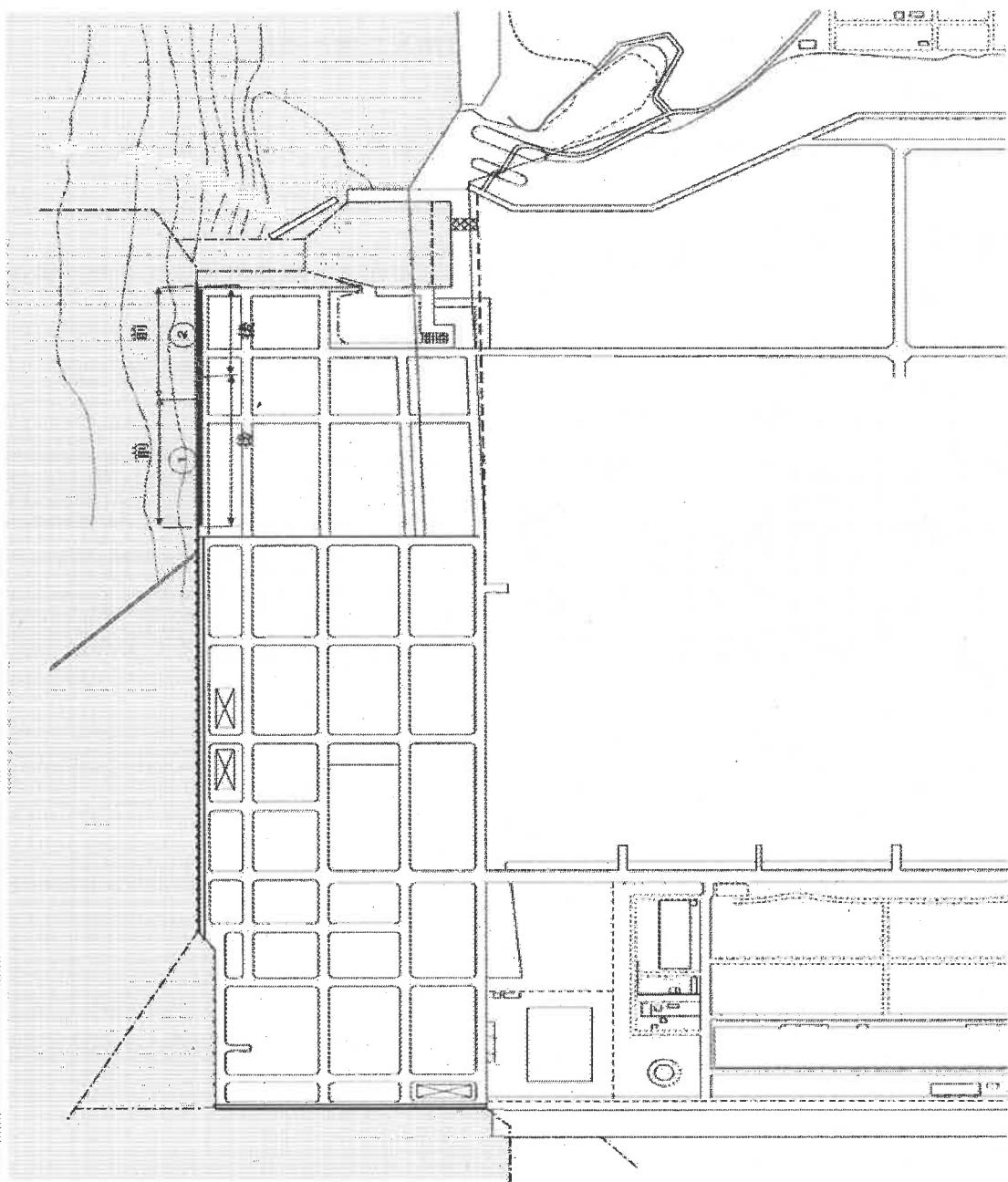
介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスおうだ 宇土市下網田町1344番地	医療法人社団金森会	平成25年6月17日



熊本県告示第634号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、内水面における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業の種類及び名称、漁場の位置及び区域、漁業の時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、地元地区又は関係地区並びに存続期間を次のとおり定める。

平成25年6月21日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類及び名称 別表のとおり

(2) 漁業の時期 リ

(3) 漁場の位置及び区域 リ

2 地元地区又は関係地区 リ

3 制限又は条件 リ

4 漁業権の存続期間

漁業権の種類	漁場計画番号	存続期間
共同漁業権	内共第1号から内共第18号まで	免許の日から

区画漁業権	内区第1号から内区第3号まで	平成35年12月31日まで 免許の日から 平成30年12月31日まで
5 免許予定日	平成26年1月1日	
6 免許申請期間	平成25年6月21日から平成25年9月30日まで	
別表		
漁場計画番号	内共第1号	
1 漁場の位置及び漁場の区域		
漁場の位置		
	熊本県菊池市、菊池郡大津町、合志市、山鹿市、熊本市（旧植木町に限る。）、玉名市（旧玉名市に限る。）、玉名郡南関町、和水町及び玉東町地先	
点の位置		
甲	熊本県漁場基点有第8号（玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ32.75メートルのところ）	
乙	甲と熊本市熊ノ岳山頂を見通した線から甲を基点として右へ226度37分の線が菊池川右岸堤防と交わるところ	
丙	乙と甲を見通した線から乙を基点として右へ308度28分の線が菊池川左岸堤防と交わるところ	
漁場の区域		
第1種共同漁業権		
じじみ、はまぐり漁業	乙と丙を結んだ線から玉名市小島橋までの菊池川本流	
ちすじのり漁業	玉名郡和水町下津原菰田橋から上流の菊池川本流。但し、山鹿市山鹿大橋から分田橋までの区域を除く	
かわのり漁業	菊池市原戸城橋から菊池市原深葉5026番山林水神岩より上流100メートルまでの区域	
第5種共同漁業権		
菊池川本流	乙と丙を結んだ線から上流の菊池川本流	
支流及び小支流		
鉢甲川	本流合流点から上流の鉢甲川	
木護川	鉢甲川合流点から上流の木護川	
なめり川	本流合流点から上流のなめり川	
生味川	" 生味川	
杉生川	" 杉生川	
伊野川	" 伊野川	
河原川	" 河原川	
森北川	赤星井手合流点から上流の森北川	
赤星井手	本流合流点から本流今村堰までの区域	
甲佐町井手	天神川合流点から本流取水口までの区域	
かまご井手	甲佐町井手取水口から本流合流点までの区域	
板井井手	本流合流点から上流の三万田堰までの区域	
橋田井手	" 橋田堰までの区域	
加恵井手	" 加恵堰までの区域	
迫間川	" 迫間川	
鳳来川	迫間川合流点から上流の鳳来川	
中片川	" 中片川	
小木川	" 小木川	
雪野川	" 雪野川	
天神川	" 天神川	
横田井手	横田井手合流点から上流の横田堰までの区域	
辺田井手	辺田井手合流点から上流の辺田堰までの区域	
合志川	合志川合流点から上流の合志川	
二鹿来川	合志川合流点から上流の二鹿来川	
米井川	" 米井川	
矢護川	合志川合流点から上流の矢護川	
峠川	矢護川合流点から上流の峠川	
日向川	合志川合流点から上流の日向川	
塙浸川	" 塙浸川	
上生川	" 上生川	
小野川	上生川合流点から上流の小野川	
夏目川	合志川合流点から上流の夏目川	
大井川	夏目川合流点から上流の大井川	
豊田川	合志川合流点から上流の豊田川	
上内田川	迫間川合流点から上流の上内田川	
山神川	上内田川合流点から上流の山神川	
上野川	" 上野川	
浦矢谷川	" 浦矢谷川	

瀬野川	〃	瀬野川
宇曾川	〃	宇曾川
山内川	〃	山内川
深倉川	〃	深倉川
広谷川	〃	広谷川
木野川	〃	木野川
五郎丸川	木野川合流点から上流の	五郎丸川
池永川	〃	池永川
初田川	〃	初田川
太田川	〃	太田川
豊水川	〃	豊水川
岩野川	本流合流点から上流の岩野川	
男岳川	岩野川合流点から上流の男岳川	
中津川	男岳川合流点から上流の中津川	
長生川	〃	長生川
浦方川	岩野川合流点から上流の浦方川	
枝川内川	浦方川合流点から上流の枝川内川	
小坂川	岩野川合流点から上流の小坂川	
白坂川	小坂川合流点から上流の白坂川	
大河内川	白坂川合流点から上流の大河内川	
荒谷川	堂の原川合流点から上流の荒谷川	
吉田川	本流合流点から上流の吉田川	
湧尾川	吉田川合流点から上流の湧尾川	
堀之内川	〃	堀之内川
久原川	〃	久原川
中川	本流合流点から上流の中川	
前田川	〃	前田川
川住川	〃	川住川
方保田川	〃	方保田川
千田川	〃	千田川
宮原川	千田川合流点から上流の宮原川	
岩原川	本流合流点から上流の岩原川	
新岩原川	〃	新岩原川
鍋田川	〃	鍋田川
長岩川	〃	長岩川
坂田川	〃	坂田川
高野川	〃	高野川
岩村川	〃	岩村川
内野川	岩村川合流点から上流の内野川	
堂の原川	岩野川合流点から上流の堂の原川	
十町川	本流合流点から上流の十町川	
坂本川	十町川合流点から上流の坂本川	
上東川	〃	上東川
浦部川	〃	浦部川
和仁川	〃	和仁川
西山川	和仁川合流点から上流の西山川	
福田川	〃	福田川
山田川	〃	山田川
深倉川	本流合流点から上流の深倉川	
新川	〃	新川
久米野川	〃	久米野川
久井原川	〃	久井原川
内田川	〃	内田川
井手川	内田川合流点から上流の井手川	
小井手川	〃	小井手川
三蔵川	本流合流点から上流の三蔵川	
江田川	〃	江田川
日平川	江田川合流点から上流の日平川	
木葉川	本流合流点から上流の木葉川	
田原川	木葉川合流点から上流の田原川	
白木川	〃	白木川
繁根木川	本流合流点から上流の繁根木川	
山口川	繁根木川合流点から上流の山口川	
馬場川	〃	馬場川
白石堰用水路	本流取水口から1,000メートルまでの区域	

漁業の種類	漁業の時期
第1種共同漁業	
じじみ	5月16日から翌年3月31日まで
はまぐり	11月1日から翌年3月31日まで
ちすじのり	1月1日から12月31日まで
かわのり	1月1日から12月31日まで
第5種共同漁業	
あゆ	6月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
おいかわ(はえ)	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
かまつか	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
てながえび	1月1日から12月31日まで
すっぽん	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県菊池市、菊池郡大津町、合志市、山鹿市、熊本市(旧植木町に限る。)、玉名市(旧玉名市に限る。)、玉名郡南関町、和水町及び玉東町

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第2号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県阿蘇郡南阿蘇村、菊池郡菊陽町、大津町及び熊本市地先

漁場の区域

第5種共同漁業権

白川本流 熊本市東区新南部小磧橋から上流の阿蘇郡南阿蘇村大字河陽河原田堰までの白川

支流及び小支流

黒川 本流合流点から上流の阿蘇郡南阿蘇村大字河陽数鹿流ヶ滝までの黒川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
あゆ	6月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
おいかわ(はえ)	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県阿蘇郡南阿蘇村、菊池郡菊陽町、大津町及び熊本市

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第3号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県熊本中央区出水から東区画団町大字下無田までの地先
点の位置

甲 熊本市東区画団町大字重富字津田606番地地先の木部川石垣角

乙 熊本市南区城南町吉野山山頂

ア 甲と乙を見通した線が加勢川右岸と交わるところ

イ 甲と乙を見通した線が加勢川左岸と交わるところ
 ウ 熊本市東区秋津町秋田熊本市秋津下水処理場排水樋門上流端
 エ 上益城郡嘉島町三郎無田樋門上流端

漁場の区域

第5種共同漁業権

加勢川 アとイを結んだ線から上流の熊本県中央区水前寺公園宮園橋までの加勢川

木山川 ウとエを結んだ線から加勢川合流点までの木山川

無田川 熊本県東区画図町大字下無田瀬の江橋から上流の無田川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
おいかわ(はえ)	1月1日から12月31日まで
ぬまえび類(もえび)	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県熊本市

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第4号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県上益城郡山都町、甲佐町、益城町、御船町、嘉島町、下益城郡美里町、阿蘇郡西原村、宇城市(旧松橋町及び豊野町に限る。)、熊本市並びに宇土市地先

漁場の区域

第1種共同漁業権

宇土市 笹原と同市網津字直築との海岸線における境界と熊本県南区海路口町と同市南区川口町との海岸線における境界を結んだ線から上流鵜の瀬堰まで

第5種共同漁業権

緑川本流 宇土市 笹原と同市網津字直築との海岸線における境界と熊本県南区海路口町と同市南区川口町との海岸線における境界を結んだ線から上流の緑川本流

支流及び小支流

内田川 本流合流点から上流の内田川

天明新川 " 国道3号線天明新川橋までの区域

浜戸川 " 浜戸川

船場川 浜戸川合流点から上流の船場川

潤川 " 潤川

加勢川 本流合流地点から上流、熊本県東区画図町大字重富字津田606番地地先の木部川石垣角と熊本県南区城南町吉野山山頂を見通した線から下流の加勢川

御船川 本流合流点から上流の御船川

八勢川 御船川合流点から上流の八勢川

上滑川 " 上滑川

竜野川 本流合流点から上流の竜野川

津留川 " 津留川

秩迦院川 秩迦院川合流点から上流の秩迦院川

幕川 " 幕川

一の谷川 " 一の谷川

坂谷川 本流合流点から上流の坂谷川

筒川 " 筒川

柏川 " 柏川

黒谷川 " 黒谷川

千滝川 " 千滝川

内大臣川 " 内大臣川

鴨猪川 " 鴨猪川

笹原川 " 笹原川

黒木尾川 笹原川合流点から上流の黒木尾川

都々良川 " 都々良川

大矢川 本流合流点から上流の大矢川

木山川 熊本県東区秋津町秋田熊本県秋津下水処理場排水樋門上流端と上益城郡嘉島町三郎無田樋門上流端を結んだ線から上流の木山川

秋津川 木山川合流点から上流の秋津川
矢形川 矢形川
赤井川 赤井川
金山川 金山川
滝川 滝川
布田川 布田川

甲佐井手 本流取水口から本流吐合口までの区域

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第1種共同漁業	
しじみ	1月1日から12月31日まで
第5種共同漁業	
あゆ	6月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
おいかわ（はえ）	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで
ぬまえび類（もえび）	1月1日から12月31日まで
てながえび	1月1日から12月31日まで
すっぽん	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県上益城郡山都町、甲佐町、益城町、御船町、嘉島町、下益城郡美里町、阿蘇郡西原村、宇城市（旧松橋町及び豊野町に限る。）、熊本市並びに宇土市

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第5号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県八代市泉町、東陽町、鏡町及び八代郡氷川町地先
点の位置

甲 熊本県漁場基点火第31号（氷川大橋下から氷川右岸を堤防沿いに550メートル遡った堤防上に設置された「海面基点」と表示された標柱）

乙 熊本県漁場基点火第31号の2号（氷川大橋下から氷川左岸を堤防沿いに490メートル遡った堤防上に設置された「海面基点」と表示された標柱）

漁場の区域

第1種共同漁業権

氷川本流 甲と乙を結んだ線から上流の浜牟田橋橋脚下流400メートル
までの氷川本流

第5種共同漁業権

氷川本流 甲と乙を結んだ線から上流の氷川本流

支流及び小支流

河俣川 本流合流点から上流の河俣川

小浦川 小浦川合流点から上流の小浦川

箱石川 箱石川合流点から上流の箱石川

美生川 河俣川合流点から上流の美生川

桶渕川 // 桶渕川

座連川 // 座連川

横谷川 // 横谷川

登の尾川 // 登の尾川

白谷川 本流合流点から上流の白谷川

蕨野川 // 蕨野川

水無川 // 水無川

糸原川 // 糸原川

栗木川 // 栗木川

日当谷川 栗木川合流点から上流の日当谷川

長野谷川 // 長野谷川

猿迫谷川 // 猿迫谷川

南河内川 本流合流点から上流の南河内川

岩奥川 // 岩奥川

横の手谷川
複迫谷川

横の手谷川
複迫谷川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第1種共同漁業 しじみ	6月1日から9月30日まで
第5種共同漁業 あゆ うなぎ やまめ もくずがに	6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から9月30日まで 9月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県八代市泉町、東陽町、鏡町及び八代郡氷川町

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第6号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県球磨郡水上村、湯前町、多良木町、あさぎり町、錦町、五木村、相良村、山江村、球磨村、人吉市、葦北郡芦北町（旧芦北町に限る。）及び八代市（旧八代市、坂本村及び泉村に限る。）地先

点の位置

- 甲 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）
- 乙 熊本県漁場基点火第45号（八代市中北町と古城町の町境の南川右岸に設置した標柱）
- 丙 熊本県漁場基点火第44号（八代市古城町1985番地先の前川左岸堤防に設置した標柱）
- ア 甲から三角岳山頂を見通した線が球磨川右岸堤防と交わるところ
- イ 八代市植柳新町一丁目26番と葭牟田町の境の石柱の基部に設置した標柱
- ウ 八代市本町住吉神社南西角

漁場の区域

第1種共同漁業権

球磨川本流 甲とアを結んだ線から上流の八代市麦島東町球磨川堰までの区域
前川 丙とウを結んだ線から上流の八代市麦島東町新前川堰までの区域
南川 乙とイを結んだ線から上流の八代市古城町八の字堰までの区域

第5種共同漁業権

球磨川本流 甲とアを結んだ線から上流の球磨川本流

球磨川派流

前川 丙とウを結んだ線から球磨川本流合流点までの前川
南川 乙とイを結んだ線から球磨川合流点までの南川

支流及び小支流

道隨川	本流合流点から上流の道隨川
水無川	道隨川合流点から上流の水無川
今泉州	本流合流点から上流の今泉州
渋利川	〃 渋利川
百濟来川	〃 百濟来川
鶴喰川	百濟来川合流点から上流の鶴喰川
石丸川	〃 石丸川
板持川	〃 板持川
陣内川	〃 陣内川
山口川	〃 山口川
古田川	〃 古田川
小野川	〃 小野川
袈裟堂川	本流合流点から上流の袈裟堂川
深水川	〃 深水川
中谷川	〃 中谷川
油谷川	〃 油谷川
日光川	油谷川合流点から上流の日光川
登俣川	〃 登俣川
佐瀬野川	本流合流点から上流の佐瀬野川
山渕谷川	〃 山渕谷川
行徳谷川	〃 行徳谷川
鎌瀬川	〃 鎌瀬川

明神谷川	明神谷川
市の俣川	市の俣川
枳の俣川	上流の枳の俣川
平谷川	本流合流点から上流の平谷川
吉尾川	吉尾川
大尼田川	吉尾川合流点から上流の大尼田川
天月川	本流合流点から上流の天月川
漆口川	漆口川
告川	告川
芋川	芋川
床本川	芋川合流点から上流の床本川
中津川	中津川
那良川	本流合流点から上流の那良川
鵜川	鵜川
楮木川	楮木川
川内川	川内川
中園川	中園川
中尾谷川	中園川合流点から上流の中尾谷川
荒谷川	荒谷川
猪鼻谷川	本流合流点から上流の猪鼻谷川
小川	小川
鹿目川	鹿目川
永野川	永野川
胸川	胸川
鳩胸川	鳩胸川
馬氷川	馬氷川
万江川	万江川
山田川	山田川
小纏川	小纏川
柳田川	小纏川合流点から上流の柳田川
高柱川	高柱川
囲り谷川	高柱川合流点から上流の囲り谷川
藤尾谷川	藤尾谷川
川内谷川	小纏川合流点から上流の川内谷川
浜川	浜川
水無川	水無川
野間川	野間川
免田川	免田川
大木川	免田川合流点から上流の大木川
宮川内川	宮川内川
薬師川	薬師川
西平川	西平川
立野川	立野川
井口川	本流合流点から上流の井口川
銅山川	銅山川
田頭川	田頭川
松ヶ野川	松ヶ野川
阿蘇川	松ヶ野川合流点から上流の阿蘇川
岩川内川	岩川内川
柳橋川	柳橋川
宮ヶ野川	宮ヶ野川
牛繩川	宮ヶ野川合流点から上流の牛繩川
小椎川	小椎川
柿川	牛繩川合流点から上流の柿川
仁原川	本流合流点から上流の仁原川
津留川	仁原川合流点から上流の都留川
都川	本流合流点から上流の都川
湯山川	湯山川
美尾谷川	湯山川合流点から上流の美尾谷川
大平川	大平川
北目川	北目川
魚帰川	本流合流点から上流の魚帰川
横才川	横才川
小川内川	小川内川
川辺川	川辺川
白木谷川	川辺川合流点から上流の白木谷川
平川谷川	平川谷川
山口谷川	山口谷川

椎葉谷川	〃	椎葉谷川
晴山谷川	〃	晴山谷川
藤田谷川	〃	藤田谷川
逆瀬川	〃	逆瀬川
瀬目谷川	〃	瀬目谷川
葛の八重谷川	〃	葛の八重谷川
三方谷川	〃	三方谷川
板木谷川	〃	板木谷川
五木小川	〃	五木小川
辰迫谷川	五木小川合流点から上流の	辰迫谷川
大藪谷川	〃	大藪谷川
鷺山谷川	〃	鷺山谷川
白岩戸川	〃	白岩戸川
大滝谷川	白岩戸川合流点から上流の	大滝谷川
飯干谷川	〃	飯干谷川
登谷川	五木小川合流点から上流の	登谷川
元井谷川	〃	元井谷川
折谷谷川	〃	折谷谷川
小椎葉谷川	〃	小椎葉谷川
洗出谷川	〃	洗出谷川
内谷川	〃	内谷川
山口谷川	〃	山口谷川
アザミ谷川	〃	アザミ谷川
無名谷川	〃	無名谷川
小鶴谷川	〃	小鶴谷川
宮の谷川	〃	宮の谷川
下梶原川	川辺川合流点から上流の	下梶原川
入鴨川	下梶原川合流点から上流の	入鴨川
裾川	〃	裾川
一の股川	〃	一の股川
日当川	〃	日当川
中道谷川	川辺川合流点から上流の	中道谷川
猪焼谷川	〃	猪焼谷川
掛橋谷川	〃	掛橋谷川
栗鶴川	〃	栗鶴川
西谷川	〃	西谷川
平野川	〃	平野川
平沢津谷川	〃	平沢津谷川
板木川	〃	板木川
平石谷川	平沢津谷川合流点から上流の	平石谷川
久連子川	川辺川合流点から上流の	久連子川
樅木川	〃	樅木川
葉木川	〃	葉木川
谷内川	〃	谷内川
小原川	〃	小原川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第1種共同漁業 あおのり	10月1日から翌年3月31日まで
第5種共同漁業 あゆ	6月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
おいかわ（はえ）	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
もくずがに	1月1日から12月31日まで
てながえび	1月1日から12月31日まで
すっぽん	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県球磨郡水上村、湯前町、多良木町、あさぎり町、錦町、五木村、相良村、山江村、球磨村、人吉市、葦北郡芦北町（旧芦北町に限る。）及び八代市（旧八代市、坂本村及び泉村に限る。）

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第7号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県水俣市及び葦北郡芦北町地先

点の位置

甲 水俣市日当橋南端

乙 水俣市水俣川左岸幸橋下流側取付基部

丙 甲と乙を見通した線から甲を基点として右へ96度56分の線が水俣川左岸と交わるところ

漁場の区域

第1種共同漁業権

甲と乙を結んだ線から上流の水俣市陣内二丁目水俣川潮止までの区域

第5種共同漁業権

水俣川本流

支流及び小支流

甲と丙を結んだ線から上流の水俣川本流

湯出川 本流合流点から上流の湯出川

野川川 湯出川合流点から上流の野川川

茂川川 リ 茂川川

芦刈川 リ 芦刈川

頭石川 リ 頭石川

内野川 本流合流点から上流の内野川

石坂川川 リ 石坂川川

久木野川 リ 久木野川

宝川内川 久木野川合流点から上流の宝川内川

桜川 リ 桜川

大浦川 リ 大浦川

寒川川 リ 寒川川

寺床川 リ 寺床川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第1種共同漁業 あおのり	11月1日から翌年3月31日まで
第5種共同漁業 あゆ	6月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
うなぎ	5月1日から11月30日まで
おいかわ（ほえ）	1月1日から12月31日まで
もくずがに	9月15日から12月31日まで
てながえび	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県水俣市

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第8号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県阿蘇郡小国町及び南小国町地先

点の位置

甲 熊本県漁場基点内第1号（阿蘇郡小国町黒瀬字芋生野5359番地の1に設置した標柱）

乙 熊本県漁場基点内第2号（大分県日田市天瀬町大字出口字井川3783番に設置した標柱）

漁場の区域

第5種共同漁業権

杖立川本流 甲と乙を結ぶ線から小国町大字宮原上田川（仁瀬川）と田原川の合流点までの区域

支流及び小支流

岐川 本流合流点から上流の岐川

北里川 岐川合流点から上流の北里川

赤水川 北里川合流点から上流の赤水川

山川 リ 山川

倉本川	岐川合流点から上流の倉本川
宇土谷川	〃 宇土谷川
立平川	〃 立平川
樺木川	本流合流点から上流の樺木川
別所川	樺木川合流点から上流の別所川
万城寺川	小園川合流点から上流の万城寺川
小園川 (名原川)	樺木川合流点から上流の小園川
蛭石川 (後谷川)	小園川合流点から上流の蛭石川
中原川	本流合流点から上流の中原川
蓬萊川	中原川合流点から上流の蓬萊川
滴水川	蓬萊川合流点から上流の滴水川
木村川	〃 木村川
湯田川	中原川合流点から上流の湯田川
志賀瀬川	本流合流点から上流の志賀瀬川
馬場川	志賀瀬川合流点から上流の馬場川
田中川	〃 田中川
満願寺川 (吉原川)	〃 満願寺川
星和川	〃 星和川
田原川	仁瀬川合流点から上流の田原川
上田川 (仁瀬川)	田原川合流点から上流の上田川
小田川	〃 小田川
芳川	〃 芳川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
あゆ	毎年総会で決定した日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
おいかわ (はえ)	1月1日から12月31日まで
もくずがに	1月1日から12月31日まで
すっぽん	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

3 関係地区

熊本県阿蘇郡小国町及び南小国町

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第9号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県宇城市松橋町及び小川町地先

漁場の区域

第1種共同漁業権

県道八代鏡宇線砂川橋から下流200メートルの地点から下流の八枚戸川及び砂川河口から上流1,000メートルまでの砂川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第1種共同漁業 しじみ	4月1日から11月30日まで

3 関係地区

熊本県宇城市松橋町及び小川町

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第10号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県八代市鏡町北新地地先

漁場の区域

第5種共同漁業権

八代市鏡町北新地昭和橋から下流の大江湖及びピンヤ

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県八代市鏡町

4 制限又は条件

- (1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
(2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第11号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県八代市昭和同仁町、昭和明徳町及び昭和日進町地先

漁場の区域

第5種共同漁業権

昭和ダブ

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	4月1日から11月30日まで

3 関係地区

熊本県八代市昭和同仁町、昭和明徳町及び昭和日進町

4 制限又は条件

- (1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
(2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第12号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県八代市鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徳町及び昭和日進町地先

漁場の区域

第5種共同漁業権

八代市千丁町第二大鞍橋から下流の大鞍川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県八代市鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徳町及び昭和日進町

4 制限又は条件

- (1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
(2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第13号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県八代市千丁町古閑出、新牟田及び大牟田地先

漁場の区域

第5種共同漁業権

大鞍川 八代市千丁町第二大鞍橋から上流千丁町県道八代鏡宇土線までの
大鞍川

支流及び小支流

八千把川

本流合流点から上流千丁町八千把橋までの八千把川

夜狩川

第二新牟田橋までの夜狩川

江口川

〃

大牟田橋までの江口川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業 こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県八代市千丁町

4 制限又は条件

- (1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
(2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第14号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県八代市郡築二番町から十二番町地先

漁場の区域

第5種共同漁業権

郡築ダブ

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業 こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
ぼら	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県八代市郡築一番町から十二番町

4 制限又は条件

- (1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
(2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第15号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県八代市日奈久新開町、日奈久大坪町、水島町及び催合町地先

漁場の区域

第5種共同漁業権

八代市催合町第一流藻橋から下流の流藻川及び支流並びに明治新田ダブ

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業 こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県八代市日奈久新開町、日奈久大坪町、水島町及び催合町

4 制限又は条件

- (1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
(2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。

漁場計画番号 内共第16号

1 漁場の位置及び漁場の区域

熊本県上益城郡山都町（旧蘇陽町に限る。）及び阿蘇郡高森町地先

漁場の区域

第5種共同漁業権

五ヶ瀬川本流

支流及び小支流

五ヶ瀬川合流点から上流の熊本県三ヶ所川

大野川

上差尾川

二津留川

神動川

宇谷川

神動川合流点から上流の宇谷川

二瀬本川	〃	二瀬本川
川走川	五ヶ瀬川合流点から上流の川走川	
旅草川	川走川合流点から上流の旅草川	
白水川	〃	白水川
柳谷川	〃	柳谷川
中島川	柳谷川合流点から上流の中島川	

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
こい	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
いわな	1月1日から12月31日まで
にじます	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県上益城郡山都町（旧蘇陽町に限る。）及び阿蘇郡高森町

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第17号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県球磨郡多良木町地先

漁場の区域

第5種共同漁業権

綾北川本流　球磨郡多良木町大字楓木字高タキ539番地の5の1の県境から上流の綾北川

支流及び小支流

堀切谷 本流合流点から上流の堀切谷

塚山

塚山

平谷川

平谷川

湯ノ原川

湯ノ原川

岩下谷

岩下谷

永原谷

永原谷

ガタノ谷

ガタノ谷

オオクボ谷

オオクボ谷

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
あゆ	7月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで
おいかわ（はえ）	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県球磨郡多良木町

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第18号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県葦北郡芦北町（旧芦北町に限る。）地先

点の位置

甲 葦北郡芦北町佐敷川肥薩おれんじ鉄橋南端

乙 佐敷川肥薩おれんじ鉄橋北端

漁場の区域

第5種共同漁業権

佐敷川本流

甲と乙を結んだ線から上流の塩浸堰までの佐敷川本流

支流及び小支流

乙千屋川 本流合流点から上流の要橋までの乙千屋川

宮の浦川

矢櫃橋までの宮の浦川

田川川

庵養寺橋までの田川川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業 あゆ もくづがに	7月1日から11月30日まで 9月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県葦北郡芦北町（旧芦北町に限る。）

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内区第1号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月31日まで
 (3) 漁場の位置 八代市植柳新町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によ
つて囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸
における海面と内水面との漁業権の境界）

基点2 三角岳山頂方向

- ア 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ11度07分・3
65メートルのところ
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ12度15分・3
51メートルのところ
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ20度05分・3
83メートルのところ
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ33度45分・5
44メートルのところ
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ44度35分・7
59メートルのところ
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ43度34分・7
66メートルのところ
 キ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ32度25分・5
52メートルのところ
 ク 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ18度37分・3
94メートルのところ

2 地元地区 八代市（旧八代市に限る。）

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 (3) 公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内区第2号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月31日まで
 (3) 漁場の位置 八代市梅檀町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸
における海面と内水面との漁業権の境界）

基点2 三角岳山頂方向

- ア 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ52度02分・9
16メートルのところ
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ52度31分・9
04メートルのところ
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ66度13分・1,
088メートルのところ
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ65度40分・1,
099メートルのところ

2 地元地区 八代市（旧八代市に限る。）

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 (3) 公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内区第3号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月31日まで
 (3) 漁場の位置 八代市千反町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸
 における海面と内水面との漁業権の境界）
 基点2 三角岳山頂方向
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ67度08分・1,
 126メートルのところ
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ67度40分・1,
 115メートルのところ
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ76度46分・1,
 343メートルのところ
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ76度16分・1,
 352メートルのところ
- 2 地元地区 八代市（旧八代市に限る。）
 3 制限又は条件
 (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 (3) 公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

熊本県告示第635号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11259972421	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁1512-1 有限会社錦江ファーム 譲葉牧場	鹿児島県南さつま市金峰町浦之名2074 南さつま家畜人工授精所

公 告**熊本県公告第358号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成25年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 サンロードシティ
 球磨郡錦町西字打越715番1号ほか
 2 大規模小売店舗の譲渡があつた年月日
 平成24年12月14日
 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

譲渡前に届出をした者	オリックス信託銀行株式会社 支配人 岡村 弘幸 東京都中央区日本橋兜町7番2号
譲渡を受けた者	三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 岩永 誠 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

- 4 大規模小売店舗の譲渡の理由
 信託更迭のため
 5 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
 21,249平方メートル
 6 届出年月日
 平成25年6月5日



熊本県公報

第12750号

平成30年8月21日(火)

(毎週火・金発行)

目次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	1
○熊本県老人福祉施設整備計画等(養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)事前協議実施要項の一部を改正する要項	(〃)	1
○道路の区域変更	(道路保全課)	1
○内水面における漁場計画(免許の内容等)	(水産振興課)	2
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調査の縦覧(苓北町加入区)	(団体支援課)	3
公 告		
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅課)	4
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課)	4
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課)	4
○土地改良区役員の退任及び就任	(〃)	5
○道路の位置の指定	(建築課)	5
登 載 依 頼		
○県が設置する公の施設(熊本県立美術館分館)における指定管理者の募集	(文化課)	5
○熊本県消費者教育推進地域協議会の開催	(消費者教育推進協議会)	7
○平成30年度第1回熊本県私立学校審議会の開催	(私立学校審議会)	7

告 示

熊本県告示第668号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社りばん	ヘルパーステーションりばん	合志市須屋16 11-2 ドエル須屋202号	平成30年8月8日	訪問介護

熊本県告示第669号

熊本県老人福祉施設整備計画等(養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)事前協議実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成30年8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県老人福祉施設整備計画等(養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)事前協議実施要項の一部を改正する要項

熊本県老人福祉施設整備計画等(養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)事前協議実施要項(平成27年熊本県告示第673号)の一部を次のように改正する。

第2条中「既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、かつ、」を削り、同条ただし書中「規定する」の次に「熊本・上益城高齢者福祉圏域のうち、旧」を加える。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第670号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年8月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	北里宮原線	阿蘇郡小国町大字北里 3954番地先から 同所 1105番1地先まで	前	7.4 ～ 12.2	411.2	単道改
			後	9.5 ～ 29.9	411.2	

2 区域を変更する期日 平成30年8月21日

熊本県告示第671号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、内水面における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業の種類及び漁業の名称、漁場の位置及び区域、漁業の時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、地元地区並びに存続期間を次のとおり定めた。

平成30年8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 別表のとおり
- (2) 漁業の時期 ハ
- (3) 漁場の位置 ハ
- (4) 漁場の区域 ハ

2 地元地区 ハ

3 制限又は条件 ハ

4 免許予定日 平成31年1月1日

5 申請期間 平成30年10月3日から平成30年11月16日まで

6 免許の存続期間

漁場計画番号	存続期間
内区第1号から内区第3号まで	免許の日から平成35年12月31日まで

別表

漁場計画番号 内区第1号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市植柳新町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によつて囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）

ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ11度7分・365メートルのところ

イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ12度15分・351メートルのところ

ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ20度5分・383メートルのところ

エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ33度45分・544メートルのところ

オ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ44度35分・759メートルのところ

カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ43度34分・766メートルのところ

キ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ32度25分・552メートルのところ

ク 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ18度37分・394メートルのところ

2 地元地区 八代市（旧八代市に限る）

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 (3) 公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内区第2号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月31日まで
 (3) 漁場の位置 八代市梅檀町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）
 ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ52度2分・916メートルのところ
 イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ52度31分・904メートルのところ
 ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ66度13分・1,088メートルのところ
 エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ65度40分・1,099メートルのところ

2 地元地区 八代市（旧八代市に限る）

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 (3) 公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内区第3号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月31日まで
 (3) 漁場の位置 八代市千反町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）
 ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ67度8分・1,126メートルのところ
 イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ67度40分・1,115メートルのところ
 ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ76度46分・1,343メートルのところ
 エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ76度16分・1,352メートルのところ

2 地元地区 八代市（旧八代市に限る）

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 (3) 公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

熊本県告示第672号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 加入区の名称

苓北町加入区

2 発起人の住所及び氏名

天草郡苓北町富岡 3111番地	枠野 重幸
天草郡苓北町白木尾 267番地	田嶋 正

天草郡苓北町富岡 3030番地1	福島 築廣
------------------	-------

3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合

天草漁業協同組合

4 縦覧期間

平成30年8月21日から平成30年9月4日まで